

## 社会福祉法人函館一条 評議員選任・解任委員会の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館一条評議員選任・解任委員会細則第5条の規則に基づき委員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものである。

(委員の報酬等)

第2条 委員会の委員の報酬は、これを支給しない。ただし、その職務のため、委員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改正)

第3条 この規程の改正は、理事会の決議を経て理事長が定める。

別表1 費用弁償の額  
日額 5,000円

附 則

この規程は、平成29年2月3日から施行する。